

表2-14 保護者の所得と授業料等教育費負担額の関係
(2000年度入学者)

保護者の所得	保護者が負担すべき教育費
£ 17, 805未満	0
£ 17, 805	£ 45
£ 20, 000	£ 213
£ 25, 000	£ 669
£ 35, 000	£ 1, 793
⋮	⋮
£ 69, 825～	£ 6, 437

備考 { 17,805～22,754ポンドまでは、所得£13の増につき£1の負担増
22,755～33,449ポンドまでは、所得£9.20の増につき£1の負担増
33,450ポンド以上は、所得£7.50の増につき£1の負担増 }

出典：DfEE SSIN 15/00 Student Support Information Note 2000/2001 Arrangement
(2000年3月8日), DfEE *Financial Support for Higher Education Students in 2000/2001*

このように保護者の所得によって負担する授業料は、0～1,025ポンドと異なる。98年度入学者の場合、実際には、①授業料を全額支払った学生(36%)、②授業料を全額免除された学生(44%)、③授業料を一部免除(減額)された学生(20%)、となっている。(なお、2001年度からは、保護者の所得が2万ポンド未満までの学生は授業料が全額免除される予定であり、その結果、約5割の学生が授業料を全額免除される見込みである。)

なお、授業料を減額された学生の授業料差額分については、SLC (Student Loans Company) が大学に支払うこととなっており、その財源は政府が負担する。

4-3. 奨学制度の考え方と水準

学生の生活費部分が貸与制奨学金でカバーされる。この場合、奨学金の限度額は、地域特性や在学年次、自宅通学の有無等によって決まってくる。奨学金申請者のeligibility (受給資格) のチェックや支給状況のモニタリングは、各地方教育当局 (LEA) が行うが、奨学金はSLCが学生に貸与している。

1998年の授業料徴収、貸与奨学制度への移行にともなう新しい奨学制度の構成体の相互の関係は図のように整理される。

図2-9 学生ローン及び授業料の流れ

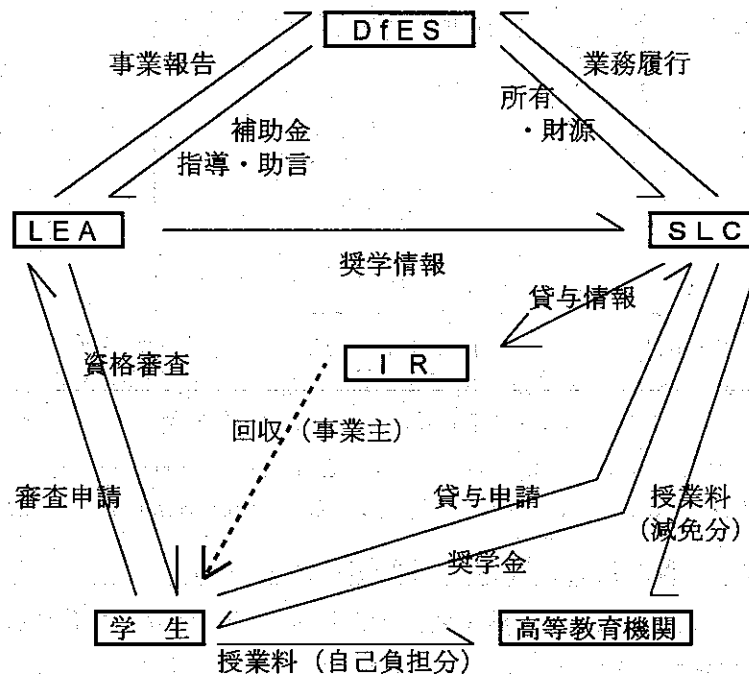


表2-15 奨学金貸与限度額 (2000年度入学者の場合)

学生の属性		Full year	Final Year
下宿	ロンドン	£ 4, 590	£ 3, 980
	ロンドン以外	£ 3, 725	£ 3, 230
自宅通学		£ 2, 950	£ 2, 575

出典：DfEE, Financial Support for Higher Education Students in 2000/2001

なお、慢性的な教員不足を解消する施策の一環として、第一学位取得者を対象とする教職専門課程(Postgraduate Certificate in Education: PGCE)等に登録する学生は授業料を徴収されないとともに、Financial incentiveの観点から、6,000ポンドの奨学金(training salary)が得られる。

また、一般の学生についても障害者や海外での語学実習等を必要とするコースの学生に対しては、生活費や旅費について給付制の奨学金が支給される場合がある。

奨学金の返還については、大学卒業後の4月から開始されるが、返還月額³⁴は学生の年間所得によって異なる。また、貸与額に対して、インフレ率(小売物価指数)をかけた金額を返還していくこととなる。返還月額の設定と徴収は、内国歳入庁(Inland Revenue: IR)において行われる。返還月額については卒業者の年間所得が1万ポンドを境に設定され、1万ポンド以下であれば、これを越えるまで返還は延期される。また、身体障害に陥った場合

や、65歳になった時点で残額がある場合には、返還は免除される*35。

表2-16 所得と奨学金の返還月額の関係

卒業生の年間所得	返還月額	返還額の所得に占める割合
1万ポンド以下	0	0
£11,000	£7	0.8%
£12,000	£15	1.5%
£15,000	£37	3.0%
£17,000	£52	3.7%
£20,000	£75	4.5%

* 月額返済額 = (年収 - 10,000ポンド) × 0.09 ÷ 12

出典: DfEE *Financial support for higher education students in 2001/2001 A Guide.*